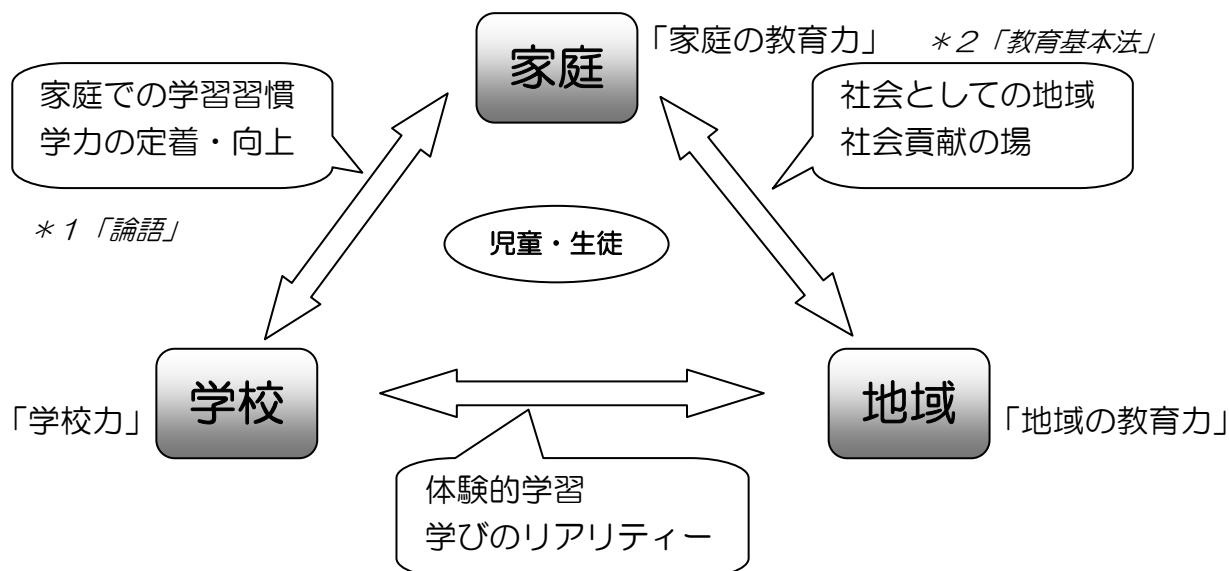


「学校・家庭・地域」の連携による児童・生徒の学力向上

1 「学校・家庭・地域」三位一体で学力向上を



***1 「論語」**
「学而時習之、不亦説嗚乎」
 学んで時に之を習う、また説（よろこ）ばしからずや
 【教えられたことを受け入れて、そのたびごとにそれについて復習して身に付ける。なんと喜ばしいことではないか】

***2 「教育基本法」**
 第10条（家庭教育）
 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 「家庭」の役割

◎安心・安全の実現

- ・心の安定…居場所、家族の役割
- ・体の安定…扶養、休養、栄養 ⇒ 食育、運動習慣
- ・知の安定…家庭学習環境、家庭学習習慣 読書習慣

3 「地域」の役割

◎地域で育てる

- ・体験的学習の場
 - ・道徳的実践の場
 - ・子どもの見守り
- } 社会性の育成

職業体験の充実
 児童・生徒による地域貢献
 災害時に活躍できる人材

4 家庭で学習習慣確立に向けた「教育委員会」の役割

(1) 保護者に対する学習の機会及び情報の提供

- ・「家庭教育学級」の実施
- ・学校からの発信による啓発
- ・PTA等の組織による取り組み

(2) 家庭教育を支援するための必要な施策

◎ 家庭での学習に関する情報提供（提言）

- ・家庭学習の重要性
- ・具体的な資料提示

（例）家庭学習は

- ① 何をすればいいか
- ② どれくらいすればいいか（時間と量）
- ③ どうやってさせればいいか
- ④ 保護者はどう関与するか
- ⑤ 学校との連携はどうするか

c f. 野田市
の取り組み

○「家庭学習」についての学校（学年、担任）としての統一的な考え方を明確にすることが前提
・共通理解と共通実践

◎ 区教委としてのガイドラインを示す ……資料参照

資料6-1 学校が作成する家庭学習啓発資料…台東区立千束小学校の例

資料6-2 教育委員会が作成する「家庭学習のてびき」…台東区教育委員会の例